

# 公共情報コモンズをめぐる最近の動向について

### 一平成25年度前半の動向を中心に一

吉田 正彦

## 1 はじめに

当財団において、平成23年6月13日から 実用化サービスとして提供を開始した「公 共情報コモンズ | (注) に関しては、これ まで、本誌February/March2012 Vol.4 No.6 「公共情報コモンズ実用化に向けて の取組みと活用事例 |、August/September2012 Vol.5 No.3 「公共情報コモンズ をめぐる最近の動向について」(以下「前々 稿」といいます。)、及びFebruary/March 2013 Vol. 5.No. 6 「公共情報コモンズをめ ぐる最近の動向と今後の取組について |(以 下「前稿」といいます。)と約半年毎にそ の動向を紹介してきましたが、前稿執筆時 (平成24年2月) 以降も、新たなサービス・ 利用の開始など様々な動きが生じています ので、本稿では平成25年度前半の動向を中 心に最近の動向をご紹介することとしたい と思います。なお、公共情報コモンズの概 要やこれまでの取組の経緯等については、 前に紹介した三つの原稿も参考にしていた だければと思います。

(注)「公共情報コモンズ」は、災害関係の情報伝達をはじめとする地域の公共的な情報伝達に関し、情報発信者(地方公共団体、ライフライン事業者等)と情報伝達者(放送事業者等)の間に共通基盤(コモンズ)を構築することにより、情報配信を簡素化・一括化し、地上デジタル放送ほか様々なメディアを通じて地域住民に迅速かつ効率的に提供することを実現するものです。なお、「公共情報コモンズ®」は、当財団の登録商標(登録第5348969号)です。

特別研究主幹・プロジェクト企画部長

## 2 公共情報コモンズの普及と 利用の広がり

#### (1) 概要

公共情報コモンズの利用を申し込みいただいたサービス利用者、特別利用者及び協力事業者(以下「サービス利用者等」といいます。)は、平成25年9月2日(以下特に記載のない場合は平成25年の月日をいいます。)現在で、計378団体(うち情報発信者が192団体、情報伝達者が173団体)となっています。前々稿で紹介した際(平成24年8月20日時点)のサービス利用者等は計106団体(うち情報発信者が67団体、35団体)、前稿で紹介した際(2月20日時点)のサービス利用者等は計216団体(うち情報発信者が128団体、情報伝達者が84団体)でしたので、増加のペースが早まり、この半年間で150以上の団体に新たに参加いた

だいたことになります。

実際の本番での利用に関しても、平成25年に入り、1月23日に岐阜県が、2月1日に静岡県が開始したのに引き続き、3月17日に大分県が、4月1日に福島県が、6月1日に大阪府が、6月12日に宮城県、9月1日に愛媛県が、それぞれ県下の各市町村から発信される避難情報等についての公共情報コモンズへの発信を開始し、都道府県レベルでの情報の発信はあわせて計11府県となりました。また、そのほかの多くの都道府県も公共情報コモンズへの接続を検討いただいているところです(都道府県の運用状況・見込みについては図1を参照ください。)。

一方、情報伝達者側での利用に関しては、各都道府県からの情報の発信の開始に伴い、各地域において、地上放送事業者、ケーブルテレビ事業者、各種のラジオ事業者等の加入が増えてきております。

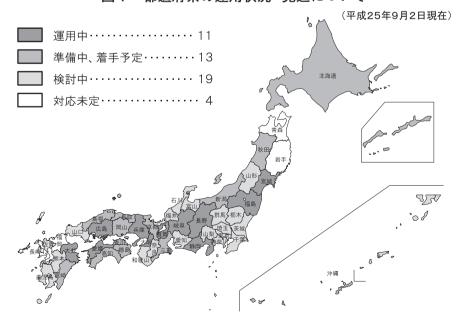


図1 都道府県の運用状況・見込について

ICT World Review 52

公共情報コモンズを経由した実際の情報の活用についても、7月26日の豪雨に際し、宮城県気仙沼市が発表した避難勧告や避難所設置に関する情報が、NHK、東北放送、気仙沼ケーブルネットワークの各データ放送により活用されるなど、広がってきております。データ放送での情報伝達は、誰にでも身近なテレビという手段を使っての情報伝達であり、dボタンさえ押せば、視聴者はいつでもその情報を見られることから、公共情報コモンズ経由で配信される情報の有効な活用手段の一つと言えると思います。

#### (2) Yahoo! JAPANにおける利用の開始

また、放送での利用のほか、公共情報コ

モンズと連携したインターネット系のサービスでの利用として、前稿でも紹介しましたヤフー株式会社のサービスが8月22日から開始になりました。このサービスは、公共情報コモンズと連携し、Yahoo! JAPANが提供するスマートフォンアプリ「防災速報」(iOS版・Android版)、スマートフォン版Yahoo! JAPANトップページ、並びにパソコン版・スマートフォン版「Yahoo! 天気・災害」にて、避難準備情報、避難勧告、避難指示及び警戒区域が発令された際の情報配信(スマートフォンアプリ「防災速報」はプッシュ通知)を行うものです(サービスのイメージについては図2を参照ください。)。

なお、Yahoo!JAPANでは、避難情報の 情報配信に当たって、避難すべき理由や注

#### 図2 Yahoo! JAPANでの表示イメージ

(1)防災速報アプリ 表示イメージ





(2)スマートフォン版Yahoo! JAPANトップページ、 Yahoo!天気・災害 表示イメージ



Copyright (C) 2013 Yahoo Japan Corporation. All Rights Reserved.

意事項などの補足情報もあわせて配信することにしています。これらの補足情報は、自治体からの公共情報コモンズへの情報発信においては入力を必須とはしていないものですが、住民への情報伝達にとって非常に重要な内容となるものです(入力が行われないと空欄になってしまいます。)。各自治体におかれましては、今後、避難情報を発信する場合には、是非入力をお願いしたいと思います。

#### (3) 緊急速報メール一括送信機能

次に、公共情報コモンズを利用した緊急 速報メールの一括配信機能については、公 共情報コモンズ側のシステムとしては、既 に本年3月の時点で機能を準備しておりま したが、その利用を開始するためには連携 システム側でも対応する機能の実装が必要 であり、都道府県レベルでの利用としては、 3月17日から運用を開始した大分県のシステムにおいて初めてこの機能が実装され、 大分県下の市町村で緊急速報メール一括送 信の機能の利用が可能になりました。また、 これに引き続き、宮城県のシステムでもこ の機能が実装され、9月1日から、宮城県 下の市町村でも利用が可能になっています。

また、実際の活用に関しても、盛岡市(岩 手県は公共情報コモンズにまだ参加してい ないため、市の単独参加の形となっていま す。)が8月6日の避難勧告・避難準備の 発令において、初めてこの機能を活用をし ました。

緊急速報メールの発信を公共情報コモン ズへの情報発信と連携して行った場合、緊 急速報メールの発信情報が、発信を行った 市町村だけではなく、公共情報コモンズを 利用する各自治体やメディア等も共有可能 になるというメリットがあります。

公共情報コモンズを利用した緊急速報 メールの一括配信機能は、現在、公共情報 コモンズへの接続準備を進めている都道府 県においても導入を準備・検討していると ころが多く、今後、さらに、利用が増加し ていくことが見込まれています。

## 3 公共情報コモンズ 中期的運営方針の策定

このように公共情報コモンズの利用が広 がる中で、公共情報コモンズのサービスと して、今後、どのような利用者を対象に、 何を、どのように提供していくのか、一定 の方向性を提示することが、サービスの安 定的な運営と円滑な利用にとって必要と考 えられます。このため、当財団では、公共 情報コモンズ運営諮問委員会でも審議を 行った上で、3月21日、平成25年度から3 年程度を想定した公共情報コモンズ中期的 運営方針をとりまとめ、公表しました。こ の中期的方針については、前稿でも、検討 中の段階のものとして一部紹介しました が、本稿では、そのポイントについて紹介 したいと思います。なお、この中期的運営 方針は、公共情報コモンズホームページ (http://www.fmmc.or.jp/commons/) 13 おいて、全文を公開していますので、詳細 はそちらをご覧ください。

ICT World Review 54

#### (1) サービスの利用

この中期的運営方針において、サービス の利用の普及に向けた主な取組として、以 下を掲げています。

まず、情報の発信に関してですが、地域の住民の安心・安全にとって、特に必要性の高い、避難情報の発信に関しては、各市町村から都道府県に電子的に提供される情報を公共情報コモンズへも発信することを促進していくことが、情報の網羅性や市町村における情報発信の容易性の観点から重要であり、都道府県単位での参加を促進することとしています。

取組の目標としては、平成25年度中に全国の過半数の都道府県が参加、平成26年度中に全国の約3/4が参加、平成27年度中に全国ほぼすべてが参加としており、未参加の都道府県に対しては、総務省などの協力を得て、継続的に説明を行っていくことや、都道府県が市町村や域内のメディアに説明会を行う場合などにはできるだけ協力することとしています。

一方、市町村からの情報発信については、 都道府県のシステムを経由した避難情報等 の発信のほか、各種のお知らせ、生活情報 などの発信を増加させていくこととしてい ます。

さらに、災害時等に地域の住民が必要とする公共情報としては、交通やライフラインの情報も不可欠であることから、総務省や関係省庁、関係団体などの協力も得ながら、鉄道事業者などの交通事業者や、電気通信、電力、ガスなどのライフライン事業者の参加を促進し、平成25年度中に交通情

報、ライフライン情報の発信を開始、平成26年度以降交通事業者、ライフライン事業者の参加の拡大を図ることを目標としています。また、Jアラート情報(国民保護関係情報)の接続のための検討と必要な取組を平成25年度中に行うこととしています。

次に、情報の伝達に関してですが、災害時等に必要とされる情報の地域住民への伝達に関しては、できるだけ多くのメディアが公共情報コモンズから取得した情報を利用していくことが望ましいことから地上テレビ放送事業者、AM/FMラジオ事業者、ケーブルテレビ事業者、コミュニティFM事業者などの放送事業者及び新聞社・通信社については、できるだけ多くの事業者の参加を期待し、都道府県などとも連携・協力して、参加の促進を図っていくこととしています。

このため、各都道府県の行うメディア説明会等に協力していくとともに、各メディアの全国団体等に対しても継続的に説明を行っていくこととしています。また、放送事業者及び新聞社・通信社以外の事業者の参加に関しては、試行的な取組を踏まえ、参加に当たっての必要最小限のルールを整備し、その後、そのルールに沿って、新規事業者の参加の促進を図ることとすることとしています。

さらに、公共情報コモンズの普及を踏ま え、公共情報コモンズ協力事業者に関する 制度を整備し、平成25年度より運用するこ ととしています。

### (2) サービスを支えるシステム及び運用 体制

一方、サービスを支えるシステム及び運用体制については、中期的運営方針では、 以下のとおりとしています。

まず、信頼性の確保・向上に関しては、 主要設備の二重化やバックアップが必要であり、平成25年度は、本サービス用設備の 主要設備のうち、二重化が行われていない LGWAN接続について、二重化を行うこと としています。

システムの機能の向上に関しては、現行機能との互換性に十分注意した上で、情報項目の追加に対応したフォーマットの追加等を毎年度1回程度の頻度で行うこととしています。また、フォーマット見直し以外の機能の改善については、サービス利用者のニーズと全体の運営状況を勘案し、優先度の高いものについて行うこととしています。

なお、画像・映像への対応は、中期的運営方針の期間においては、現行機能(リンク情報による対応)によることとするとしています。

サービスの運営に関しては、サービス利用者の増加や、緊急速報メール三社一括配信機能の提供の開始などによるサービスの拡大を踏まえ、これらへの対応を円滑に行えるような体制とするため、平成25年度から、夜間・祝日等の連絡体制を整備することとしています。

また、サービス利用者全体に対する必要な情報の共有や運営の透明性の向上といった課題に対しては、平成25年度から、運営

諮問委員会の提出資料について原則、公表すること、最新の技術仕様等についての情報提供として、毎年度1回以上技術セミナーを開催することとしています。さらに、避難情報の発信・伝達に関して、平成25年度から、毎年度1回程度、各都道府県合同の訓練を行うこととしています。

## 中期的運営方針を踏まえた 具体的取組

この中期的運営方針を踏まえ、当財団では、公共情報コモンズの一層の普及・発展に向けて着実に取組を進めております。以下、平成25年度に入ってからの主な取組を紹介したいと思います。

#### (1) 合同訓練の実施

公共情報コモンズの利用において、特に 避難情報の発信・伝達に関しては、地域の 自治体とメディアの間で、あらかじめ情報 伝達の訓練を行っておくことが、実際の災 害発生時における円滑な対応に不可欠であ り、各団体における担当職員の交代等もあ りますので、継続的に実施していく必要が あります。

従来、こうした訓練は、各府県で個別に 行っていましたが、公共情報コモンズは広 域での情報共有を可能にするものであり、 各都道府県が合同で訓練を行うことが、県 域を超えた運用の確認や課題の抽出につな がり、さらに、今後の参加を検討している 各メディアや各地方公共団体へのアピール といった観点からも有効と考えられます。 公共情報コモンズを実際に利用する都道 府県が増加してきたことにより、こうした 各都道府県合同での訓練が実際に可能となり、かつ必要とされる状況になってきたこ とから、中期的運営方針でも平成25年度から、毎年度1回程度、各都道府県合同の訓練を行うこととしており、6月12日、初の合同訓練を行いました。

この合同訓練には、都道府県としては、 宮城県、福島県、静岡県、大阪府、兵庫県、 広島県、愛媛県、徳島県の8府県が参加し 訓練情報の発信を行いました。このうち、 宮城県は、ちょうど、この日から本番運用 開始となっており、それに併せた形での実 施、愛媛県と徳島県は、まだこの時点では 本番運用開始前であり、今後の本番運用開 始に向けての訓練という位置づけでの参加 になりました。メディア側では、57団体が 参加し、公共情報コモンズからの訓練情報 の受信の確認を行いました。特に、NHK の神戸放送局、広島放送局、サンテレビジョ ン、静岡放送、BANBANネットワークス では、各放送局内での確認、検証にとどま らず、公共情報コモンズ経由で受信した訓 練情報をデータ放送画面等にオンエアし、 実際に住民が訓練情報を受け取れるところ までの訓練を行いました。ここまでの訓練 が行われると、各自治体の情報入力者に とっても、情報入力の効果が実感できるも のとなり、また、「地域住民への情報の伝達 | という公共情報コモンズの趣旨に最もか なった訓練となることから、非常に大きな 効果をもつものとなります。

さらに、今回の合同訓練の実施に併せた 実証的な取組としては、IIJがダイドード リンコと協力して行った自動販売機サイネージへの訓練情報の表示や、メディアプラットフォームラボ・radiko.jpがラジオ関西、文化放送と協力して取り組んだIPサイマルラジオ画面上への訓練情報の表示(デモ端末への表示)などが行われました。

一方、今回の合同訓練実施による対外的 なアピールの側面につきましては、総務省 から6月5日に報道発表をいただき、合同 訓練当日(6月12日)のNHKのニュース (「ニュース7」、「ニュースウォッチ9」) でも大きく取り上げていただきました(公 共情報コモンズの合同訓練について 「ニュース7」では4分程度、「ニュース ウォッチ9 | では7分程度放送されていま す。)。また、宮城、静岡、兵庫などでは地 元紙にも取り上げられています。このほか、 総務省関東総合通信局では、管内の自治体、 メディアなどを対象に合同訓練模様の閲覧 会を実施しました。この閲覧会には32団体 が参加し、この閲覧会をきっかけに公共情 報コモンズに参加いただいた団体もありま す。

合同訓練は、今回初めての取組であり、 進め方などについては、正直手探りのとこ ろもありましたが、訓練自体の実施という 点に関しましては、ひとまず、うまくいっ たのではないかと考えております。関係者 の多大なご尽力・ご協力につきまして厚く 御礼を申しあげたいと思います。

訓練結果の評価や取りまとめについては、現在、引き続き行っているところですが、具体的な情報の取扱い方や広域的な情報共有といった点につきましては、さらによりよいものにしていくための課題も見つ

けるこができたと思います。

いずれにいたしましても、訓練については継続ということが重要です。合同訓練に参加した各府県からも、概ね、参加してよかった、来年度も参加したいとのコメントをいただいていることから、この合同訓練は、来年度以降も継続して行っていきたいと考えています。今回の合同訓練の結果が実際の運用の改善に資するものとなるとともに、来年度以降の合同訓練がさらに参加者が増え、内容も充実したものとなりますよう、関係者には一層のご協力をお願いしますと同時に、当財団としても必要な取組を行って参りたいと考えております。

## (2) Jアラートとの接続に関する消防庁 との協定締結

消防庁が運用する全国瞬時警報システム (以下「Iアラート」といいます。) と公共 情報コモンズを接続し、「アラートを通じ て提供される情報(以下「Iアラート情報」 といいます。)を公共情報コモンズを通じ て配信することに関しては、消防庁の「地 方公共団体における災害情報等の伝達のあ り方等に係る検討会 | 報告書(平成24年12 月21日公表)において、「「アラートにより 配信されている情報を公共情報コモンズを 通じた情報伝達において活用することも効 果的であると考えられる」と記載され、公 共情報コモンズ中期的運営方針でも、「Iア ラート情報 (国民保護関係情報) の接続の ための検討と必要な取組を平成25年度中に 行う」こととしていましたが、本年5月以 降、消防庁との協議が進展し、6月25日、

消防庁と当財団の間で「災害情報の伝達に 関する協定」が締結され、同日、消防庁よ り報道発表が行われました。

この協定では、当財団が、消防庁を経由して、Jアラートにより災害に関する情報の提供を受け、これらの情報を公共情報コモンズのサービスにより当該情報の受信を希望する放送事業者その他の当該サービス利用者に瞬時に伝達し、一般に広く提供することや、Jアラート情報は無償で提供することなどJアラート利用の条件を定めています。なお、消防庁がJアラートの利用に関し、こうした協定を締結するのは、同日付けで同じく協定を締結した一般社団法人共同通信社と並び初めての例となります。

Jアラートと公共情報コモンズが接続され、Jアラート情報について公共情報コモンズを通じて多様なメディアに電子的に配信することが可能になることにより、今までJアラート情報を利用しにくかったメディアでもその情報を容易に利用できるようになり、各メディアを通じたJアラート情報の地域住民への伝達が一層進むことが期待されます。

また、既にJアラート情報を受信している地方公共団体やメディアにおいても、公共情報コモンズを通じたJアラート情報の受信が可能になることで、Jアラート情報の受信ルートが二重化されるなどの効果もあります。

当財団では、10月頃までにJアラート接続機能の整備やJアラート受信機の設置を行い、情報配信の試験運用を行った上で、平成25年12月頃から、公共情報コモンズによるJアラート情報配信の本番運用を開始

する予定としています。

なお、Jアラートでは、気象関係の情報と国民保護関係の情報が配信されておりますが、公共情報コモンズでは、気象関係の情報は、既に気象業務支援センターから直接受信をしており、今回のJアラートとの接続では、国民保護関係の情報を受信し、配信することとしています。

## (3) 公共情報コモンズ協力事業者制度の 開始

最初にも触れましたとおり、公共情報コモンズのサービス利用者は、情報発信者、情報伝達者共に大幅に増加しています。これに伴い、公共情報コモンズとの連携システムを有する利用者設備について、従来は、サービス利用者がシステム関連事業者に個別に開発を発注していたのに対し、システム関連事業者において、先行的に製品を開発、販売することや、(クラウドサービス的な形で)サービスを提供したいという要望がでてきています。

信頼できるシステム関連事業者に、継続的に製品の販売やサービスの提供を担ってもらうことは、公共情報コモンズの普及にも貢献するものであり、また、サービス利用者にとっても、公共情報コモンズとの連携システムを提供する関連事業者がわかりやすくなり、利用しやすい様々なシステムが提供されていくことにつながります。

このため、公共情報コモンズ中期的運営 方針でも、「公共情報コモンズ協力事業者 に関する制度を整備し、平成25年度より運 用する」としていましたが、5月1日より、 サービス利用者に対し、公共情報コモンズ と連携する利用者設備を開発、販売又は提 供しようとする者であって、公共情報コモ ンズのサービスの普及に貢献すると認めら れる事業者を「公共情報コモンズ協力事業 案者」として認定する制度を開始いたしま した。

平成25年9月2日現在で、公共情報コモンズ協力事業者は図3のとおり、8社となっています。当財団としては、この制度が、今後、協力事業者にとっても、サービス利用者にとっても共にメリットのある制度として活用され、公共情報コモンズの普及・発展に資するものとなることを期待しています。

### (4) 中期的運営方針を踏まえたその他の 取組

公共情報コモンズ中期的運営方針では、 上記4.(1)~(3)のほか、サービスを支 えるシステム及び運用体制として、優先度 の高いものについての機能の向上、夜間・ 祝日等の連絡体制の整備、公共情報コモン ズ運営諮問委員会提出資料の原則公表、技 術セミナーの開催などを平成25年度の取組 として盛り込んでいます。

このうち、機能の向上に関しては、6月 3日から、公共情報コモンズで配信する気 象関係情報の項目の大幅な増加(記録的短 時間大雨情報、竜巻注意報、津波警報・注 意報など)やコモンズビューワの機能向上 (新お知らせ情報・緊急速報メール情報な どの新規情報種別への対応、警告音の鳴動 機能の追加、履歴表示機能の追加など)を 行っています。

夜間・祝日等の連絡体制については、本年10月より、財団の勤務時間外(平日夜間、土日祝日)におけるシステムの稼働状況の問い合わせ体制を設ける予定です。

運営諮問委員会提出資料の公表については、6月27日に開催された第8回会合より、インターネットでの公表を始めています。

技術セミナーの開催については、4月26日に都道府県向け、5月31日にシステム事業者向けのセミナーをそれぞれ開催し、両セミナー共に盛況でした。また、このほか10月25日には、シンポジウムの開催も予定しています。

以上のように、中期的運営方針に盛り込んだ事項については、当財団としても着実に取組を進めております。

## 5 おわりに

公共情報コモンズのサービスに関しては、平成20年の総務省「地域の安心・安全情報基盤に関する研究会」による提言から数えると5年の月日が経ちました。この間、社会的には、東日本大震災があり、防災・減災に対する関心・意識も大分、深まってきたと思います。

こうした状況も背景に、公共情報コモンズは、実証実験、試験サービス、実用化、全国的な利用の拡大と、途中、紆余曲折はありながらも、全体としてみると、一歩一歩着実に進展してきました。ここまでの本サービスの発展は、本当に多くの関係者の取組に支えられてのものであり、これまで様々な形で関わりをもたれた関係の皆様のご支援、ご尽力に厚く御礼を申し上げます。とはいうものの、公共情報コモンズの全

#### 図3 公共情報コモンズ協力事業者制度について

公共情報コモンズの普及に伴い、連携システムを先行的に開発しサービス利用者に提供しようというニーズが生じてきていることから、信頼できるシステム関連事業者を「公共情報コモンズ協力事業者」として位置づける制度を本年度から創設。

公共情報コモンズ協力事業者一覧 (平成25年9月2日現在)

協力事業者	業務の概要	応諾日
ジャパンケーブルキャスト株式会社	ケーブルテレビ局のコミュニティチャネルでのデータ放送を支援する「JC-dataサービス」を提供	7月 8日
株式会社インターテック	放送局向けL字送出「SPREAD II システム」の販売	7月18日
株式会社日立ソリューションズ	多数のメディアへの情報伝達を一元的に行うことで、地域住民 全体への迅速な情報伝達及び管理者作業における手間の削減 を実現するシステム「災害情報一元配信システム」の開発	7月22日
日本ソフト開発株式会社	放送局向けL字、データ放送、Web公開など各種メディアへの情報送出、データの収集、コンテンツの一元管理を行う「Channel-iシステム」の販売	7月22日
株式会社中京エレクトロン	放送局におけるニュース記事、地域情報、緊急情報などの記事情報を一括管理する「ニュース情報サーバシステム」の販売	7月22日
株式会社メイテツコム	自治体に対して緊急速報メール、防災メール、ホームページ、 SNSへ災害情報、お知らせ情報を送出する「公共コモンズweb入 カサービス」を提供	7月22日
株式会社リンクオフ	一元化した各防災情報を住民、メディア機関に一括操作にて配信するポータル機能(一括配信ポータル)を提供	8月30日
日本電気株式会社	公共情報コモンズと連携する総合防災情報システムを提供	8月30日

ICT World Review 60

国への普及・あるべき姿という点からみる と、まだまだ道半ばということも否めません。

総務省「地域の安心・安全情報基盤に関する研究会」による提言では、『安心・安全公共コモンズ』の構築を完全デジタル化が完成する平成23(2011)年を目途に実現すること、各地域において、まずは「当初モデル」(避難勧告・指示等の最小限の情報(ミニマム情報)を、地方公共団体や放送事業者等最少限の参画者により、簡素で効率的なシステムで提供)を実現した上で、進化・発展型としての「発展モデル」(提

供すべき情報の追加、情報発信者等の新規加入等)へと連続的移行、展開していくこととされていました(図4参照)。こうした観点からすると、公共情報コモンズの現段階は、「当初モデル」から「発展モデル」に進んでいく段階と言えると思います。

いずれにいたしましても、公共情報コモンズは、まだまだ発展途上のサービスです。 当財団としても、一層の普及・発展に向けて必要な取組を行って参りますので、引き続きのご支援、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

# 図4 総務省「地域の安心・安全情報基盤に関する研究会」報告(平成20年7月2日) 『安心・安全公共コモンズ』を活用した住民向け情報提供の全国的な定着に向けて

- <u>『安心・安全公共コモンズ』の構築</u> 完全デジタル化が完成する平成23(2011)年を目途に実現。
- 〇 「当初モデル」から「発展モデル」への移行
  - ①各地域において、まずは「当初モデル」を実現。
    - 「当初モデル」: 避難勧告・指示等の最小限の情報(ミニマム情報)を、地方公共団体や放送事業者等最少限の 参画者により、簡素で効率的なシステムで提供
  - ②<u>進化・発展型としての「発展モデル」へと連続的移行、展開</u>。 「発展モデル」:提供すべき情報の追加、情報発信者等の新 規加入等により、「当初モデル」から進化、発展